

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730005

研究課題名(和文) 十九世紀中国における財産犯処罰に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Demonstrative Study on the Punishment of an Offense against Property in the 19th Century China

研究代表者

鈴木 秀光 (SUZUKI, Hidemitsu)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号：30361059

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円、(間接経費) 240,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「犯罪が増加した」と認識される十九世紀の盗案に関して、嘉慶・道光期における裁判制度上の変化を解明し、清代刑事裁判制度における十九世紀の特徴を明らかにするものである。その変化として、裁判手続上の変化、刑罰やその執行方法の変化、制度運用上の変化、成文法上の変化が挙げられるが、その多くが裁判の費用の不足に由来するものであった。そして地方の様々な対策を中央が追認したことにより刑事裁判における分権化が進展したことが、この時期の最大の特徴であった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to show the characteristics of Qing criminal procedure system in the 19th century through considering the changes in this system during the Jiaqing and Daoguang era on the robbery and theft cases that is recognized "the crime increased" in the 19th century. It contains the change on criminal procedure, the change of a punishment or its execution method, the change on a management of system, and the change on a written law. And a large number of these changes originate in shortage of expense. It is the greatest characteristic on this era that the progress of decentralization in the criminal procedure system through the confirmation by the central government against the various measures by the local government.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中国法制史 刑事裁判 財産犯 十九世紀

1. 研究開始当初の背景

(1)背景

清代後期として認識される十九世紀中国は、国内的には前世紀における人口増の影響より社会の様々な面でひずみが生じる一方、対外的には西洋の進出を受けたことで混迷の度合いを深めるが、他方では皇帝を頂点とする従来の政治的枠組を維持しつつもその枠内において様々な対応が講じられた。そしてそれは法の分野においても同様であり、二十世紀初頭に西洋近代型法制への転換を選択するまでの一世紀の間、当時の状況に対処するために固有法の枠内において様々な対応が模索されることになった。

こうした十九世紀の状況やそこにおける様々な対応については、中国史の各分野の研究によってすでに多くのことが明らかとなっている。しかし法制史に関して言えば、清代の裁判に関する主な研究において、史料的には十九世紀のそれも多く用いられているものの、基本的には清代全体の法制の特徴を解明することに主眼が置かれていた。そのため、十九世紀という時期を意識した研究は法制史分野では十分になされてこなかった。

(2)動機

報告者は清代の刑事裁判制度に関する個別研究を行ってきたが、それらを通じて清代の刑事裁判制度における時期的な変化、より具体的には「盛世」と称された清代中期にあたる十八世紀と後期にあたる十九世紀とでは、刑事裁判制度の大枠では劇的な変化が生じていないものの、個別制度の導入ないし運用においては看過できない変化が生じていると認識するに至った。しかし従来の研究はいずれも個々の制度やその運用などの解明に主眼が置かれるもので、それらに共有するであろう十九世紀的な特徴を明確にするものではなかった。そこで本研究においては、十九世紀における変化やその特徴を正面から扱うために、その中心と目される財産犯の増加やその処罰に関して実証的に解明することを着想するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、裁判を司る同時代の官僚において「犯罪が増加した」と認識される十九世紀の財産犯、より具体的には窃盗や強盗などを中心とする「盗案」に関して、既存の刑事裁判制度のままでは十分に対応できなくなる中で、固有法の枠内において新たな制度の導入や既存制度の運用変更などを通じていかに対処したかについて実証的に解明すること、またそのようにして解明された内容を踏まえて清代中国の刑事裁判における十九世紀の特徴を明らかにすることを目的とする。具体的な考察対象としては、裁判手続の過程で行われる犯罪者の送致など、すでに先行研究において解明の必要性が指摘されているものについては十九世紀における変化を実

証的に解明するほか、先行研究において未だ明確にされていない、あるいは十分に問題視されてこなかった事象についてもまた、史料を読み込むことによってそれを把握して解明する。

3. 研究の方法

本研究は、十九世紀中国における盗案の処罰をめぐる様々な対策について史料を用いて実証的に解明し、それを踏まえて当時の刑事裁判の特徴を明らかにする。研究に際して、犯罪者送致などの制度変更の側面のみならず処罰内容あるいは手続を規定する法の運用の側面も含め、先行する個別研究があればその成果を吸収しつつ考察を進める。

当時の裁判は行政官としての官僚により担われるものであったため、解明にあたってなされるべきことの第一は、裁判が行われる現場、具体的には官僚制末端の州・県の長官の対応、あるいは州県官から省の長官たる督撫（総督、巡撫）に至るまでの裁判過程の分析である。しかしそのような現場の裁判実務の分析のみでは、十九世紀において変化したと考えられる裁判制度や法運用を解明する上で十分とは言えない。それらの変化の背景を考える上で、皇帝あるいは刑部など中央官庁における政策決定過程、あるいは地方における各上司の制度的な統制なども併せて分析して、それらと裁判実務との関係性も解明することが求められる。

なお開始年度の研究において、十九世紀の後半における刑事裁判制度に関する動向は、太平天国期に事実上機能停止に陥ったそれまでの裁判制度、すなわち十九世紀前半期を通じて形成されてきたそれをどの程度まで再興させるかが中心になっていたことを認識した。そのため、刑事裁判制度における十九世紀の特徴を明らかにするためには、十九世紀全体をひとしなみに対象とするよりも、むしろ十九世紀前半期にあたる嘉慶・道光期（1796～1850年）を考察の中心にすることが望ましいと考えるに至った。そこで次年度の研究では、特に嘉慶・道光期に絞って盗案における刑事裁判制度および法運用における変化を解明し、その分析を通じて十九世紀的な特徴を明らかにすることとした。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

本研究では、嘉慶・道光期において生じた、あるいは顕在化したと考えられる盗案の裁判における手続等の変化について、以下の九点を解明した。それぞれを当時の裁判制度に位置づけるとすれば、～ は裁判手続上の変化、～ は刑罰あるいはその執行方法の変化、～ は裁判制度の運用上の変化、～ は裁判で用いられるべき成文法上の変化ということになる。

事件発生を報告する通稟

清代、命盗案件において州県官が関係各上司に対して行う事件発生の一報の報告の一つとして、信書の形式で事件の発生と一応の状況を私信の形式で報告する「通稟」が存在した。この通稟の由来について、従来部分的に実施されたと考えられるものが、道光期において省例に規定されるなどして省レベルで顕著化し、そうした省での先行実施を前提に十九世紀後半に全国を対象とする規定が設けられたこと、すなわち実務としては道光期に省レベルで顕在化した手続であることを明らかにした。

現場検証の委任

命盗案件が発生した際、州県官は現場検証を行うことが義務付けられていたが、命案の場合は死体の腐乱などを考慮して特定の場合に属官に代行させることが認められていた。これが道光期になると、犯罪の増加等で従来の体制では十分に対応できなくなったことにより、盗案においても属官に現場検証を代行させることが一部地域で認められるようになった。

上申先の変更

以下の～については先行研究で概要が示されていることから、本研究では嘉慶・道光期における変化に着目し、その具体的な内容や背景などの解明に主眼を置いた。

清代の覆審制において、直隸州や直隸庁などの親轄地方の案件では、その省内手続は「直隸州・直隸庁 道 按察使 督撫」の順であったが、これが嘉慶期以降の一部地域では「道」の段階が省略されることになった。この変更は、従来の体制では遅延が生じることや、犯罪者の送致が疎かになることが理由とされている。

解審先の変更

覆審制において、犯罪者の身柄と関係書類を上司にもたらしてその審理に委ねることを「解審」といい、科されるべき刑罰の重さによってどこまで解審するかが定まっていた。これが道光期になると、遠隔地の府州における人命徒犯と軍流犯の解審先を按察使から現地に近い道へと変更することが行われた。この変更は、解審にかかる費用不足が主な原因であり、またその主たる対象は犯罪が増加したと認識される盗案であった。

窃盗等における解審の一部免除

窃盗などの軍流犯では解審を府までとして、その先の解審を免除して書面のみの覆審とすることが道光期に行われた。この変更もまた、と同様に解審にかかる費用不足が主な原因であった。

恭請王命と就地正法

恭請王命とは、皇帝の裁可を待つことなく督撫判断で死刑を執行して事後報告する方

法であり、十八世紀末以降は個別案件でその適用を規定する成文法も制定された。これが道光期になると督撫判断の恭請王命を包括的に定める成文規範が設けられるに至った。この成文規範は、制定経緯からすれば盗案を主たる対象としているものであり、また内容的には従来から行われたことの確認に過ぎないものの、これが明文化されたことにより督撫判断の死刑が容易に選択されるようになったと考えられる。

就地正法は清末に広範に実施された死刑の執行方法として有名であるが、その嚆矢とされる道光末年のそれは、解審を道・府までとしてその先の解審を省き、督撫が書面審理で裁可を下す方法である。これもまた解審費用の確保が困難になる中、その対策として行われた方法であった。

鎖帶鉄桿・鎖帶石礮

鎖帶鉄桿は鉄の棒を、鎖帶石礮は石の塊を鎖で身体に結びつける刑事処分である。これらは少なくとも乾隆期には一部の省で事実的に実施されていたが、嘉慶期以降、多くの省で実施を奏請して条例にも規定されるに至った。ここで各省が理由として挙げることは厳罰化や適切な処置の実現と一様ではなく、また刑事処分としての位置づけもまた杖刑や枷号の附加刑ないし代替刑の場合や徒刑の代替刑の場合などと一様ではない。しかし嘉慶から道光にかけて、窃盗などの案件において従来の方法ではもはや適切な処置とはなりえず、何らかの対策を講じることが必要と考えられた点で各省督撫の認識は一致しており、その具体策として鎖帶鉄桿・鎖帶石礮が奏請され、また条例化に至ったと考えられる。

費用の確保

盗案の裁判において犯罪者の捕縛や解審、あるいは配所への移送などに相応の費用がかかったと考えられるが、それらの費用は原則として各州県が何らかの形で支出すべきものとされていた。しかし嘉慶・道光期においてはもはや州県官の自助努力のみでは対応が困難と認識された。こうした問題に対する直接的な解決方法として、道光期には資金の運用や寄付などの形式でその費用を確保しようとする動きが見られた。こうした費用確保の努力の一方で上記のような各種手続の変更が行われたことからすれば、前者のみでは犯罪の増加に対応しきれないことから後者も併せて必要とされたと考えられるべきであろう。

嘉慶・道光期の条例

上記の手続等の変更はその多くが成文法たる条例に規定されるに至ったが、条例化に際して中央の刑部は手続や処罰内容の画一化を図る場合もあれば図らない場合もあり、後者については「一省一例」「一事一例」な

どと称され、特定の地域や事象のみに適用される個別的内容の条例と評された。こうした刑部の対応の違いが生じた理由として考えられるのが、条例の対象案件が本来的に中央で完結する「内結」であるか、地方の省限りで完結する「外結」であるかという違いである。すなわち、内結の場合は中央が責任をもってその案件を完結する必要があったことから規定内容の画一化を図ったが、外結の場合は各省の柔軟な対応を容認する方向で画一化を図らなかったと考えられる。ただ個別的内容であってもそれを条例化して成文法に取り込んだことは、手続法・実体法を含めた刑事裁判の在り様全体を中央が定める成文法の枠内に留めようとする努力の表れと見なすことができる。

以上の盗案に関する刑事裁判上の変化は嘉慶期の後半から道光期にかけて生じたと考えられるが、その原因の多くは犯罪の増加に伴う費用の不足であったことから、こうした問題はまず末端で実際に捕縛や送致などを担当する州県官において顕在化した。それが徐々に省の上層部にも認識されていき、最終的に皇帝を頂点とする官僚制全体の共通認識となるに至ったと考えられる。しかしながら、従来と同様の裁判を維持するためには費用を確保しなければならないという至上命題を前に、制度の頂点にいる皇帝もまた抜本的な対策を講じることはなかった。そのためこの時期においては、現場の要請による個々の対策を中央が追認するという弥縫的な形での制度変更がなされていった。その結果、この時期の刑事裁判制度は、全体としてはなお統一的な相貌を持ちつつも、地方の個別対応によって「つぎはぎ」がなされたような状態になったと考えられる。

こうした展開を辿った嘉慶・道光期の盗案の裁判の特徴として、第一に厳罰化傾向、第二に省中央による州県官への統制強化、第三に中央と地方の関係における分権化を挙げることができる。このうち、厳罰化についてはその内実は各省様々であるが、その様々であることが成立する前提として分権化が求められるであろうし、省中央の統制強化もまた省を単位としてまとまるという点で分権化を前提とするものである。したがってこの中で最も重要なのは第三の分権化となるが、それは各省の裁判の費用を巡る様々な対策がこになって進展したと考えられる。清代後期、中央の地方に対する統制力が低下する一方で、各省の力量が増大して督撫の役割がより重要となった。こうした傾向は一般には咸豊期における太平天国への対処が発端になったと考えられているが、刑事裁判の分野においては、咸豊期以前、嘉慶・道光期以来の傾向として見てとれる点に大きな特徴があった。

(2) 成果の位置づけ

様々な変化をその原因に遡って解明

本研究の成果の第一として、嘉慶・道光期における盗案の裁判をめぐる様々な変化を、その原因に遡って解明したことが挙げられる。本研究で検討した様々な変化は、従来十分に解明されていないものもあれば、その内容は知られているものの経緯までは十分に明らかになっていないものも存在した。それらを嘉慶・道光期という同時期における変化として整理し、その原因に遡って解明したことは、言うまでもなく中国法制史研究に新たな知見を提供するものであった。また当時の裁判が行政の一環として官僚によって行われ、かつ官僚が最も重視すべき業務とみなされていたことからすれば、単に法制史研究の成果にとどまらず、より広く中国史研究の成果として、当時の統治の在り様を提示する内容ともなっている。

最大の特徴として分権化を提示

成果の第二として、嘉慶・道光期における盗案の裁判の最大の特徴として分権化を提示したことがあげられる。上記のように、清代後半における分権化傾向は中国史研究において広く認識されているところであるが、これが法制史分野でも実証的に確認されたことは重要である。しかしながら法分野に置いてはそれが十九世紀後半の太平天国期以降の現象ではなくより早く十九世紀前半からの傾向であったことは、当時の裁判がもっとも重要な行政上の一業務と位置づけられることからすれば、中国史の他分野の研究において分権化を十九世紀後半以降の現象と見なす理解に対して再検討を促すことにもなると考えられる。

法制史の分野に限っても、清代において刑事裁判は統一法典たる律例に依拠することが原則であり、また手続としても精緻な覆審制が整備されていたことから、手続法・実体法の両側面で集権的な体制を確立していたと理解されていた。本研究はそのすべてを一律に否定するものではないが、少なくとも十九世紀には実態としてそのような状況ではなくなっていたことを示すことにより、従来の理解が一面的であること、また時期的な変化に着目する研究の必要性を提示することにもなった。また十九世紀が固有法期の最後の時期であって二十世紀に入ると西洋近代法を継受したことからすれば、継受法に変化する内的要因の一つとしてこの十九世紀における分権化を挙げることもできるであろう。

(3) 今後の課題

中央の法政策決定過程の分析

本研究で残された課題として、一つには同時期における中央の法政策決定過程を詳細に分析する必要性が挙げられる。本研究において嘉慶・道光期における盗案の裁判の分権化傾向を明らかにしたが、それは地方の実務

のみならず、中央の司法を担当する官庁たる刑部や皇帝における決定内容までを踏まえての議論である。しかしながらこうした動きを推進したのは地方の側であり、中央においてはそうした動きにどのような態度を示していたのか、すなわち地方と同様に積極的に分権化へと舵を切ったのか、あるいは地方の動きに引きずられるままになし崩し的に容認していったのかは十分に明らかとされていない。言うまでもなく統一的な法典の制定や制度の構築は中央が地方に向けてなすものであるため、それらを変更する内容をもつ同時期における様々な変化をより正確に定位するためには、中央の決定過程をも解明する必要がある。そのことは刑部内部における議論の過程と皇帝による判断の両側面からなされるべきである。

十九世紀後半の刑事裁判制度の動向の解明

課題のもう一つとして、十九世紀後半の刑事裁判制度の動向を実証的に解明する必要性が挙げられる。本研究では、十九世紀後半における刑事裁判制度に関する動向は、前半期を通じて形成された刑事裁判のあり方を再興することが中心になってきたとして、十九世紀前半期にあたる嘉慶・道光期を具体的な考察の対象時期とした。しかし十九世紀後半における再興とは、前半のそれを完全に同じ形で再興するものでなかったことは言うまでもない。そこには、当時の状況を踏まえた形での一定の取捨選択、あるいは変更などが存在した。それらは、十九世紀全体として見ればそれを特徴づけるものとまでは言えないにせよ、十九世紀を前半期と後半期と区分した場合に後者を特徴づけるものではあった。前半期の特徴をより正確に定位するためにも、十九世紀後半における刑事裁判制度の再興を実証的に検討することが必要であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

鈴木秀光、清代嘉慶・道光期における盗案の裁判、専修法学論集、査読無、121巻、2014、印刷中

〔学会発表〕(計1件)

鈴木秀光、清代嘉慶・道光期における盗案の処罰について、共同シンポジウム「近世中国の刑法と司法機構」、2013年11月30日、富山大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

鈴木 秀光 (SUZUKI, Hidemitsu)

専修大学法学部・准教授